

内 第四五号

起案

平成三十一年四月十八日

決定
上奏
平成

平成三十一年四月十九日

施行
公布
平成

平成三十一年四月十九日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官
内閣法制局長官
内閣官房副長官

五

内閣總務官

原

閣

内

閣

内

麻生国務大臣

五

根本国務大臣

五

岩屋国務大臣

五

宮腰国務大臣

五

石田国務大臣

五

吉川国務大臣

五

片山国務大臣

五

茂木国務大臣

五

山下国務大臣

五

世耕国務大臣

五

菅片山国務大臣

五

渡辺国務大臣

五

河野国務大臣

五

石井国務大臣

五

鈴木国務大臣

五

平井国務大臣

五

柴山国務大臣

五

原田国務大臣

五

河井国務大臣

五

渡辺国務大臣

五

別紙内閣總理大臣請議

退位礼正殿の儀を国の儀式として行うことについて

右閣議に供します。

おつて、閣議決定の上は、別紙内閣告示案により、平成三十二年四月二十四日
付けをもつて公示することとしたいたしたい。

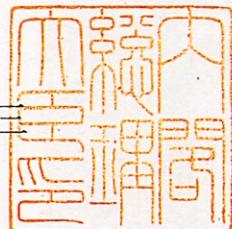
指 令 案

退位礼正殿の儀を国の儀式として行うことについて請議のとおり。

宮内秘発甲第376号
平成31年4月17日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



退位礼正殿の儀を国の儀式として行うことについて

標記について、別紙1のとおり閣議を求めます。

なお、閣議決定の上は、別紙2のとおり内閣告示をもって公示願いたい。

日本国政府

退位礼正殿の儀を国の儀式として行うことについて

〔平成31年4月19日
閣議決定案〕

- 1 国の儀式として、退位礼正殿の儀を行う。
- 2 退位礼正殿の儀は、平成31年4月30日、宮中において行う。
- 3 退位礼正殿の儀の細目は、宮内庁長官が定める。

日本国政府

○内閣告示第三号

一　国の儀式として、退位礼正殿の儀を行う。

二　退位礼正殿の儀は、平成三十一年四月三十日、宮中において行う。

三　退位礼正殿の儀の細目は、宮内庁長官が定める。

平成三十一年四月二十四日

内閣総理大臣
安倍晋三

日本国政府